

(別紙1)

外部監査における指摘事項の措置通知書

教育委員会事務局 学習施設課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>◆物品等のたな卸し手続の厳正化(P.168)</p> <p>廃棄・除却処理は事実に基づいて行わなければならない。備品台帳に記載があるのみで一定期間の搜索期間を経てもなお所在不明な備品については、その実態に合わせて廃棄処理をするべきであり、また、使用する可能性があるものについて除却処理を行ってはならない。松山市のたな卸しの手続きに則って実地たな卸し手続きを行うべきである。</p> <p>また、実地たな卸しの有効性向上を図るために下記のような対策を講じるべきである。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 実地たな卸し方法の統一2. 教職員の意識改革3. 市職員による調査点検の範囲を拡大	<p>◆物品等のたな卸し手続の厳正化(P.168)</p> <p>統一した要領を作成し、実態に合わせた備品のたな卸しを全小中学校で行った。</p> <p>また、要領の中でたな卸しの目的・重要性を示し、市教委担当職員による備品検査を行い、たな卸し手続きの有効性向上を図り、教職員の意識改革を行った。</p>

(別紙1)

外部監査における指摘事項の措置通知書

教育委員会事務局 学習施設課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>◆印刷機の無償借り受け(P.170)</p> <p>学校教育に必要な備品については、松山市を通じて購入することになっているのに対し、学校が民間業者から印刷機を無償で借り受けていたこと、松山市に対して何ら報告をしていないことが問題である。松山市に対して報告していれば、松山市の指示により、当該無償借り受けは、当然禁止されたはずである。</p> <p>再発防止のため、校長及び教職員に対するコンプライアンス研修において、上記を周知徹底する必要がある。</p>	<p>◆印刷機の無償借り受け(P.170)</p> <p>外部監査における往査時には、当該印刷機はすでに返却しており、備品の廃棄手続きも完了している。他校に同様の事例がないことを確認済みであり、市教委への報告の必要性など、事務処理方法の徹底を図るため通知を行っている。</p> <p>平成 28 年度には市立の全小中学校を対象に学校監査を実施しており、印刷機を含む備品について管理状況の確認を行うとともに直接指導を行い、教職員の意識改革と周知徹底を行った。</p>